

令和7年(令和6年分所得) 納税相談日程

実施日	会 場	対象地区	相談受付時間
2月17日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	北之谷・熊野	午前9時～午後4時まで
18日(火)		戸室・火の口	
19日(水)		役原・関田	
20日(木)		原	
21日(金)		本宿	
25日(火)	高山村役場 2階 第2会議室	新田	午前9時～午後4時まで
26日(水)		五領	
27日(木)		梅沢・茶屋ヶ松	
28日(金)		判形	
3月 2日(日)	役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
3日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
4日(火)			
5日(水)			
6日(木)			
7日(金)			
10日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
11日(火)			
12日(水)			
13日(木)			
14日(金)	役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
17日(月)			

※お間違いのないよう日程をご確認ください。2月中の午後は、比較的空いています。(どの地区の方でも相談受付できます。)

お ね が い

※納税相談について

必要と思われる方は相談にお越しください。

◎役場で受け付けできないもの

土地や建物、株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を受ける方で1年目の方、青色申告、消費税申告をする方は直接中之条税務署へ申告をお願いいたします。

◎事業収入のある方へ

記帳・帳簿書類の保存がない方で、事業収入が300万円以下の方は、雑所得になります。

記帳・帳簿書類の保存がない方で、事業収入が300万円超の方は、概ね雑所得になります。

雑所得の申告では、農業所得のマイナス申告等(損益通算)ができません。

記帳・帳簿書類は納税相談会場へ持参してください。

◎農業収入のある方へ(自家用の分だけを作っている方を含みます。)

事前に、『農業所得基礎資料報告書』に収入経費等を記入のうえ、領収書と併せて相談会場へ持参してください。

(「農業所得基礎資料報告書」は、12月末に全世帯に配布しています。)

◎医療費控除のある方へ

事前に、家族個人・病院毎に医療費領収書をまとめ、個別に小計を計算のうえ、相談会場へ持参してください。

納税相談会場における 感染防止対策について

●納税相談会場にお越しになる方へ お願い

インフルエンザや新型コロナウイルス感染防止の観点から、発熱、咳、風邪等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日改めて来庁していただくようお願いいたします。

●役場入口での納税相談(確定申告) 受付の実施

高山村役場正面玄関入口において、納税相談(確定申告)の受付を実施します。受付表に氏名、行政区番号、相談する人数、携帯番号をご記入いただき、箱へ投函してください。

順番になりましたら、呼びいたします。大会議室または車の中でお待ちください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-26-7947(直通)

納税相談に必要なもの

令和6年分確定申告(納税相談)に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

◆ 必ず持参するもの

- ・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等

※個人番号通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。

- ・「預貯金通帳」(申告者本人名義のものに限る)

※金融機関名と口座番号がわかれば通帳でなくてもかまいません。

◆ 農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」(事前に配布してあります)
- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類
- ・「帳簿」(平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存は義務化されています)

◆ 給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」または「支払証明書」(勤務先より配布)

◆ 年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」(年金支払機関より送付)

※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 税務署から案内通知が送付された方

- ・「確定申告の案内通知」(税務署から送付されたもの)

◆ 左記以外の収入のある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

◆ 医療費控除を受ける方

- ・「医療費の明細書」および「領収書」、「医療費のお知らせ」(各医療保険者から送付されたもの)

※個人ごと・医療機関ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

◆ 国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」(日本年金機構から送付)

※紛失したときは、「ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 生命保険料控除・地震保険料控除(長期損害保険料を含む)を受けられる方

- ・「控除証明書」(保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください)

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-26-7947(直通)

福祉有償運送サービス(輸送サービス)の利用について

自力で移動することが困難な方の移動手段として、福祉有償運送サービスを行います。利用されるにあたっては、次の要件が有ります。

- ・介護保険制度の要介護認定で「要支援1」以上の判定を受けている方
 - ・身体障害者手帳を有する方
- が利用できます。

また、利用に伴い「1km当たり60円」が自己負担となります。

《お申込み・お問い合わせ先》
高山村社会福祉協議会
☎0279-63-2075

福祉バス「事前予約制」のご利用について

福祉バスは、利用者の利便性向上を目的として令和5年10月より事前予約制に移行しました。詳しい利用方法等については次のとおりです。

1 利用方法

ご利用には電話での事前予約が必要です。(当日予約はできません)

2 予約先 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

【受付時間】平日の午前8時30分から午後5時まで(利用日の前日予約は午後3時まで)

予約の際に利用開始時間(乗車場所)、行き先、帰りの時間(下車場所)等をお伝えください。

※片道のみのご利用や公共交通機関への乗り換えも可能です。

3 利用条件

高山村に居住している方ならどなたでも利用可能(年齢制限なし)ただし、学生の登下校等におけるご利用はできません。

4 運賃 無料

5 運行時間

平日の午前9時30分から午後3時30分まで(12時から12時45分を除く)

運行時間内であれば、好きな時間に乗車予約することができます。

6 運行範囲 村内限定運行

ご利用には電話での事前予約が必要です。(当日予約はできません)

7 ご利用上の注意

(1) 予約を変更・キャンセルする場合は、当日の午前9時までにご連絡ください。

(2) 乗車時間に予約した方がいない場合はキャンセル扱いになります。

(3) 他の乗客と乗り合いになる場合があります。

(4) 乗車希望時間に予約できない場合があります。

(5) まとめて予約する場合は、2件まで予約を入れることができます。

(6) ご利用を希望する日の1週間前から予約可能です。

(7) 医療機関への送迎はご利用時間が読めないため、送りのみの対応となります。

高山村育英基金 (奨学金)の 貸与について

村では、高等学校以上の学校、またはこれに準ずる機関において修学する方に育英基金を貸与する事業を実施しています。

この事業は、高山村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀な子女が、経済的理由により修学をあきらめることなく、有用な人材に成長していくことを目的としています。

育英基金貸与のご希望・ご質問などがありましたら、高山村教育委員会事務局へご連絡ください。

●受付期間

**令和7年2月3日(月)から
令和7年3月31日(月)**

ホストファミリー募集について

令和7年4月17日(木)から20日(日)に、高山中学校と姉妹校提携をしておりますオーストラリアのトーマス・ハッサー校から生徒14名が来校することになり、ホームステイ先を探しております。

ご興味のある方、またご協力くださる方を募集しておりますので、**令和7年2月14日(金)まで**に教育委員会事務局へご連絡くださいますようお願いいたします。

●**受入期間** 令和7年4月17日(木)から4月20日(日)

●**生徒**

トーマス・ハッサー校(オーストラリア・シドニー州)の生徒14名(13歳～15歳まで)
男子生徒7名、女子生徒7名

●**ホストファミリー受入れ**

男子生徒受け入れ 3組(2名×2家庭、3名×1家庭)
女子生徒受け入れ 3組(2名×2家庭、3名×1家庭)

●**食事**

4月17日(木) 夕ご飯
4月18日(金) 朝・夕ご飯
4月19日(土) 朝・昼・夕ご飯
4月20日(日) 朝・昼ご飯

●**謝礼** 受入れをしていただいた家庭には謝礼が支払われます。

※上記の内容は、令和7年1月10日時点の予定ですので、内容の変更もあります。

《お問い合わせ先》 高山村教育委員会 ☎0279-63-3046

2025年3月24日からパスポートが変わります

安全

偽造・変造対策が大幅に強化され、顔写真ページがプラスチック製になります

パスポートの偽造・変造は世界的に問題になっています。国際民間航空機関の勧告等を踏まえ、偽造・変造対策を強化した「2025年旅券」を紙幣も印刷している国立印刷局で作成します。

便利

**パスポートを新規に申請する時、
全国でマイナポータル経由でオンライン申請ができます**

オンライン申請なら、パスポート窓口に行くのは受取り時の1回だけ！オンライン上で戸籍情報がシステム連携されるので、別途戸籍謄本の原本を提出する必要がなくなります。オンライン申請の方が手数料が安くなり、戸籍謄本の取得手数料もかかりません。

10年用パスポート申請手数料(現行16,000円)

< オンライン申請: 15,900円 > < 窓口申請: 16,300円 >

ご注意

3月24日以降は、国立印刷局でパスポートを作成するため、**日本国内では申請から交付まで2週間程度かかります**。従来よりも数日長くなることになるので、海外旅行を計画したら、速やかにパスポートを申請してください。

渡航先での事故・病気の場合、家族が現地に駆けつける必要があるかもしれません。家族と一緒にパスポートを取得しましょう。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-26-7954(直通)

高山村農業振興地域整備計画変更(除外)の申出について

高山村では、村内の土地の用途について、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき農用地域など、「高山村農業振興地域整備計画」において指定しています。

この計画により定められた農用地域は、集団的に存在する農地、農業公共投資の対象となった農地および生産力の高い農地であり、今後10年以上に渡って保全し、農業の近代化のための各種施策を展開していく重要な区域であります。通常、農用地域内の土地(青地)は、農業以外の目的には利用できないことになっていますが、やむを得ず農業以外の用途(住宅等)に転用しようと希望する場合は、あらかじめ農用地域から除外する手続きが必要になります。

農用地域の指定は、地番ごとに定められていますので、当該土地が農用地域内であるかどうかを農林課で確認し、対象となる農用地である場合は「高山村農用地域の変更(除外)申出に係るガイドライン」に基づき、下記のとおり手続きをしてください。

●高山村農業振興地域整備計画変更(除外)上の留意事項(除外の要件の主なもの)

- ①当該農用地以外に農用地域外の土地をもって代えることが困難である(他に代替できる土地がない)
- ②農用地域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③農用地の集団化、農作業の効率化、そのほか土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④農用地域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤当該変更にかかる土地が、土地改良事業等実施区域内にある土地に該当する場合にあっては、当該事業の完了後8年を経過している土地であること
- ⑥他法令(農地法など)の許可見込みがあること

●除外申出の対象となる農用地

申出の対象となる農用地は、当該土地において計画する開発行為が、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ①住宅(共同住宅および建売住宅を含む)で集落

に接続して設置されるもの

- ②申出地周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。ただし、太陽光を電気に変換する設備を設置するものを除く。

●受付期間

令和7年3月31日(月)締め切り

●除外申出関係書類(高山村公式HPに★様式が掲載されています)

- ①高山村農業振興地域整備計画変更(除外)申出書★
- ②変更理由書★
- ③案内図(位置図)
- ④土地の利用計画を示す図面(建物等の配置図)
- ⑤土地の登記事項証明書(申出書提出日前3月以内に発行された全部事項証明書に限る)
- ⑥土地の位置を示す地図(住宅地図等で位置の分かるものおよび公図等)
- ⑦委任状(代理人申請の場合)
- ⑧確約書★
- ⑨同意書(共有名義の場合)
- ⑩その他、高山村長が必要と認める書類

●申請方法

高山村役場農林課へ上記書類を提出してください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

農業用免税軽油の申請手続きの集中受付期間が始まります

軽油に課される軽油引取税(32.1円/L)は、農業用に使用する場合など、あらかじめ手続きを行うことで免除されます。

●免除の対象

ほ場の耕うんや栽培管理などの農作業において、農業用機械に使用する軽油

●手続き

- (1)県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行う
※申請には「耕作証明書」や使用する農業用機械の確認書類が必要です。

- (2)交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用する
- (3)使用后、伝票や領収書などとともに数量などを報告する

●集中受付期間

令和7年2月3日(月)～2月20日(木)

●申請場所

吾妻行政県税事務所(中之条合同庁舎1階)

《お問い合わせ先》

申請・手続き方法
制度・臨時窓口

吾妻行政県税事務所(☎0279-75-3300)
吾妻農業事務所(☎0279-75-2364)

令和7年度高山村会計年度任用職員の募集について

- 【測量技師】 ●勤務内容 林道・作業道工事等に係る設計・積算業務
●勤務場所 高山村役場 ●募集人員 1名
●必要資格 普通自動車運転免許、測量士、林業技士(森林土木部門)を保有し、かつ、10年以上作業道業務の実務経験のある者

- 任用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 応募期限 令和7年2月末日まで
- 応募要件 上記に記載の必要資格を有すること。
- 提出書類 申込書、および、履歴書(申込書は農林課にあります。)
- 選出方法 書類審査後、個人面談を実施します。
- 勤務日および勤務時間
月曜日から金曜日まで(祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分の範囲内を基本とし、週1回の出勤とする。
- 各種手当 通勤費用、時間外勤務手当、期末・勤勉手当
※ただし、勤務条件によっては不支給となる場合があります。
- 休 暇 年次有給休暇、特別休暇等
- その他 募集内容は現時点での予定を含みます。予算等の状況により変更となる場合があります。
- 申請方法 高山村役場農林課へ上記書類を提出してください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

健康ガイド

よい歯で元気
たかやまっ子!!

12月に実施した3歳児健診において、むし歯のなかったお子さんをご紹介します。
みんなも、むし歯のない元気な「たかやまっ子」を目指して、頑張りましょう!



はやくうまさん

すずきあかりさん

合同活動報告会について

村の「地域おこし協力隊」「地域活性化起業人」「移住コーディネーター」による合同活動報告会を行います。令和6年度の年間報告やこれからの目標等を報告いたします。どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

- 日にち 令和7年2月25日(火)
- 時 間 13:00開場 13:30開演
- 場 所 高山村いぶき会館3階 多目的ホール
- 地域おこし協力隊10名、地域活性化起業人3名、移住・定住コーディネーター1組による年間活動報告です。
- パネル展示も行います。



《お問い合わせ先》
高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)